



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4329 号 2018.4.20 発行

補助金目的「障害者ビジネス」が横行する理由 制度設計の不備が招いた「官製不祥事」の実態 中島 隆信：慶應義塾大学商学部教授 東洋経済 2018年04月19日



民間企業が「補助金目当て」で障害者施設に取り組む原因とは？（画像：freeangle / PIXTA）

ホームレスや生活困窮者を囲い込んで食べ物にする「貧困ビジネス」はよく知られているが、実は補助金目当てに障害者を雇用して適切な仕事を与えないという「障害者ビジネス」も問題となっている。

障害者を新規に雇用することにより3年間で1人当たり最高240万円の助成金を受け取れる制度を利用し、3年経ったところで事業所を閉鎖。新しい事業所で障害者を雇い直して再び助成金を得る法人まで存在するという。

なぜこのような事態になっているのか、またどのように対応すべきかを『新版 障害者の経済学』を上梓した慶應義塾大学商学部教授の中島隆信氏に解説してもらう。



数百人規模の障害者が解雇された背景

2017年7月、岡山県倉敷市にある障害者施設5カ所が一斉に閉鎖され、そこで働く障害者約220人が解雇されるという問題が発生した。さらに、本年3月には同市において障害者施設を運営する営利法人が経営悪化を理由に約170人の障害者を解雇した。

『新版 障害者の経済学』

浮き沈みのあるビジネスの世界では事業所の閉鎖や従業員の解雇は普通でありうることだが、障害者施設となると話が違ってくる。なぜなら、福祉は行政の制度によってできた官製市場であり、事業者はそのなかで活動をしているからである。

したがって、今回の倉敷での不祥事（以下では「不祥事」と呼ぶ）は、制度の不備がもたらしたモラル・ハザードと解釈すべきである。

「不祥事」の舞台となったのは「就労継続支援A型事業所（以下A型）」と呼ばれる障害者施設である。A型の役割は、障害者と労働法規に基づく雇用契約を結んだうえで、仕事によって得られた収入から障害者に給与を支払うことである。そして、A型の職員たちは障害者の仕事を支援し、その見返りとして補助金（自立支援給付費）を行政から受け取る。報道によれば、「不祥事」を起こした事業所は仕事とは名ばかりのきわめて付加価値の低い単純作業しか障害者に与えておらず、事業収支は大幅な赤字状態だったとされる。それでも事業が続けられたのは、障害者1人当たり1日5840円支給される自立支援給付費を障害者給与に充当させていたことに加え、障害者を新規に雇用することにより3年間で1人当たり最高240万円の助成金（特定求職者雇用開発助成金：特開金）を受け取ることができたからである。

昨年4月、厚労省が全国のA型に通達を出して給付費の給与充当を禁止したことから、経営が続けられなくなったとされている。ここでは、「不祥事」の背景として3つの要因を取り上げる。

第1の要因は、A型の会計制度である。行政から事業所に支払われる自立支援給付費という名の補助金は、そこでの作業内容や利用者の生産性とは無関係に何人の障害者が何日間通ったかによって決まっている。

たとえば、施設を利用する障害者の数が20人以下で、障害者7.5人当たり1人の職員が配置されている事業所では、障害者が1日施設を利用すると5840円の給付費が支給される。その事業所で障害者が1日5時間滞在するものとし、時給が900円だとすると、1日当たりの給与は4500円となる。

20人の障害者が年間200日施設に通ったとして、それを3年間続けると、給付費と特開金を合わせて1億1808万円の収入となり、障害者に支払う給与は5400万円なので、仮に事業収入がゼロだったとしても6408万円の利益が出る。

法人がこうした事業所を5カ所持っていれば合計で3億2040円の”儲け”が出る仕組みだ。特開金は3年分しか出ないので、3年経ったところで事業所を閉鎖し、新しい事業所で障害者を雇い直せば同じ”ビジネスモデル”を続けられる。

■ あるA型施設の損益計算書

(単位：円)

費用		収益	
職員給与	14,700,000	補助金収入	1,125,000
利用者工賃	13,840,000	就労事業収入	16,520,000
その他人件費	3,340,000	給付費収入	26,160,000
その他経費	11,180,000	利用者負担金	33,000
当期利益	838,000	雑収入	60,000
	43,898,000		43,898,000

障害者給与が補助金を上回るサムハルに学べ

こうしたモラル・ハザードを防ぐには、何もしなくても利益が出るような現行の制度を変える必要がある。A型の損益計算書上の収益は、行政からの助成金（補助金+給付金）、事業によって得る収入、そして障害者

本人の自己負担金の3つから成り立っている。他方、費用は、事業を行うための経費、職員給与、そして障害者給与（利用者工賃）である。そしてこの両者の差額が当期利益とされる。

ここでよく考えてほしい。そもそも社会から与えられたA型のミッションとは、政府の補助金や障害者の負担金を受け取り、障害者の生活を支えるための給与を支払うことではないだろうか。そうだとすると、損益計算書上の収益はミッション遂行のためのインプットであり、費用はアウトプットに相当するはずだ。つまり、施設会計と社会会計は収支が逆転しているのである。

全国のA型事業所が作る組織である「全Aネット」の調べによると、障害者給与が補助金を上回っている”健全な”A型はわずか7%にすぎないとのことである。私が講演等で社会会計上の黒字をA型の経営目標にすべきだと話すと、ほとんどの施設長は「そんなことは無理に決まっている」と返答する。

だが、スウェーデンで2万人の障害者を雇用している国営企業サムハルは、2016年の損益計算書において528億円の補助金を受け取りつつも、障害者にはそれを超える712億円の給与を支払っている。つまり立派に社会収支の黒字を達成しているのである。

この「社会会計の黒字」をルール化すれば、補助金を目当てとする”障害者ビジネス”は起こりようがない。なぜなら、モラル・ハザードは、補助金のほうが障害者給与支払額より多くなるよう制度設計されていることによって生じているからである。

■ サムハルの損益計算書(2016年)

(単位：100万円)

費用		収益	
原材料費	4,260	事業収入	30,084
従業員給与	71,292	在庫品増減	▲12
その他経費	16,008	補助金収入	52,860
当期利益	▲1,944	その他収入	6,684
	89,616		89,616

第2の要因は、A型のガバナンスの甘さである。2017年に「社会福祉法」が改正され、社会福祉法人のガバナンスはかなり強化された。しかし、このような強化策も今回のようなモラル・ハザードの防止にはほとんど効果がなかった。

なぜなら、厚労省はA型を増やす目的から、原則としてどのような法人にもA型の運営を認めているからだ。実際、「不祥事」を起こしたA型は社団法人や株式会社であり、規制強化の対象にはなっていない。

先に述べたように、日本にあるA型の9割以上が障害者給与を超える給付費を行政から受け取っていることを考えれば、それが適切に使われているかどうかをチェックする業務監査は法人格にかかわらず必須だろう。

不適切な補助金受け取りは会計監査では見抜けない

さらに、営利法人によるA型には別の問題もある。株式会社がA型を運営するためには、新たに子会社を設立し、そこで障害者を雇う必要がある。このルールを設けているのは、補助金を親会社の業務に流用されないようにするためと推察される。

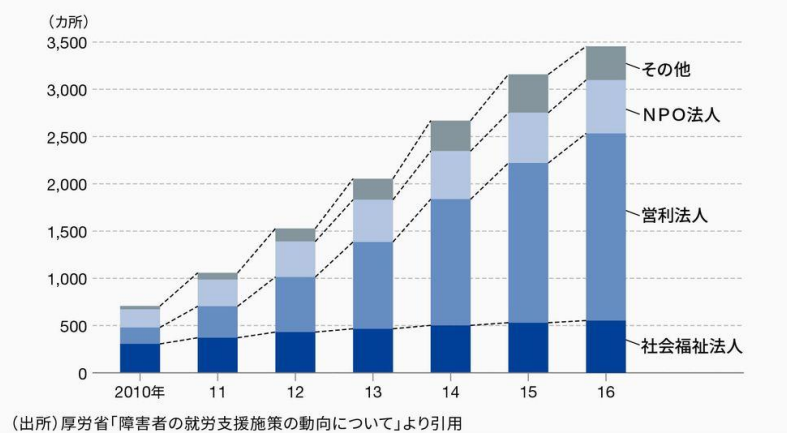
加えて、厚労省が給付費の障害者給与への充当を禁止したこともすでに述べたとおりである。しかし、こうしたA型への規制強化策も資本関係のある株式会社同士であればいくらでも抜け道はあるため、効果は薄い。

たとえば、親会社がA型を運営する子会社に架空の発注をして子会社の事業収入を意図的に増やして障害者給与を支払ったうえで、残った利益を親会社に配当として環流させた場合、会計監査だけでは税金の不適切な使い方を見抜けない。営利法人の会計において補助金は「雑収入」の扱いになるためである。

厚労省は直ちに営利法人のA型への参入を全面的に禁止するか、A型を運営する営利法人に対して業務監査を行う監査人の配置を義務づけるかいずれかの策を講じる必要があるだろう。

そして第3の要因は、“障害者労働市場の質の向上”が担保される前にA型への大量参入を認めたことである。2006年に「障害者自立支援法」が施行された背景には、それまでの授産施設など障害者の就労現場における驚くべき工賃の低さがあった。その状態を改善する切り札と期待されたのが最低賃金を保証するA

■ A型事業所数の推移



TOYOKEIZAI ONLINE

型事業所であり、A型の数を増やすことが障害者の所得を増やすことにつながると厚労省は考え、営利法人の参入など大幅な規制緩和を行ったのである。その効果はてきめんで、わずか6年でA型事業所は5倍近くになり、そのうち営利法人は10倍を超す増え方を示した。

補助金目当ての官製「A型バブル」

しかし、冷静に考えてみるとこれは明らかに不自然な現象であることがわかる。なぜなら、その間に日本のGDPはわずか1.06倍になったにすぎないからだ。もちろん、特定の産業が短期間で爆発的に成長することもあるが、それは何らかの技術革新によって潜在需要が顕在化したケースに限られる。

障害者の働くA型事業所が行っている業務においてこうしたブレイクスルーが起きたとは到底考えられないし、実際、この間、A型のほとんどが該当する中小企業の数日本全体で9%も減少しているのである。

本来、障害者雇用の推進は”障害の社会モデル”とセットで考える必要がある。つまり、障害を作り出しているのは私たちの社会であるとの発想に立ち、働き方を人間に合わせるという意味での真の”働き方改革”が浸透することによってはじめて障害者は潜在的な能力を労働市場で発揮することができるのである。

こうした新しい考え方は、車いす用のエレベーターを設置するのとは異なり、現場で浸透するのに時間がかかる。いきおい、障害者の仕事量もゆっくりとしたペースでしか拡大しないのである。にもかかわらず短期間でこれだけ A 型が増えたということは”補助金目当て”の参入とみられても仕方ないだろう。まさに官製の”A 型バブル”と呼ぶにふさわしい現象といえる。

今回の「不祥事」に対する行政の責任はきわめて重い。厚労省は「不祥事」を起こした事業者を「悪しき A 型」などと称し、制度を悪用した側にすべての責任を押し付け、報酬規定の細分化/厳格化など規制強化に動き出している。何をか言わんやだ。行政の任務は、民間事業者をルールで縛ることではない。事業者のやる気を引き出し、その努力が社会全体の利益に結び付くような制度を作ることなのである。

ママの悩み 包括支援...妊娠、出産、育児...

読売新聞 2018年04月19日

木更津市がセンター...専門スタッフ常駐

木更津市役所朝日庁舎にオープンした子育て世代包括支援センター「きさらづネウボラ」

木更津市は、妊娠期から出産、子育て期まで、あらゆる相談に応じる子育て世代包括支援センター「きさらづネウボラ」を、同市朝日の朝日庁舎に開設した。専門職のスタッフが常駐し、母親たちの心配事や不安に対応する。

市は、東京湾アクアラインの効果もあって子育て世代の転入が続き、2016年の合計特殊出生率は1・60で、県内市町村で1位となった。一方で、妊娠や出産、子育てに関する相談はその内容によって担当課が異なっていたことから、市は相談窓口を一本化し、子育て世代を切れ目なく支援しようと、今月1日から子育て支援課内に同センターを開設した。「ネウボラ」はフィンランド語で助言を意味し、気軽に相談に来てもらおうと名付けた。

センターには、助産師や保健師、保育士ら11人の専門職が常駐。妊娠期から出産、子育て期に関する相談に応じるとともに、関係各課とも連携した支援を行う。特に、最近では子供の発達やしつけ、育児の関わり方に悩む母親が多いことから、必要に応じて発達相談員が相談を行うなど、子供の状態に合った支援を充実させた。

また、センターは同市潮見の市民総合福祉会館内に「こどもの森」を新設し、来月から、初めて妊娠した人を対象にした「プレママ講座」や、家に閉じこもりがちになりやすい生後3か月までの赤ちゃんを母親を対象にした「赤ちゃん広場」を設ける。

センターの相談時間は平日午前8時30分～午後5時15分。担当者は「転入者の中には、実家の支援を受けられないお母さんもいる。そんな人を含め、心配事や不安があれば気軽に連絡してほしい」と話す。問い合わせはセンター（0438・23・7244）へ。



古着に命吹き込む 穴水・障害者支援「いきいき」 ウエスなどに加工、好評

中日新聞 2018年4月20日

穴水町で障害者の就労を支援するNPO法人「いきいき」は、町民らから譲り受けた着物、浴衣、古着を裂き織りやウエスなどに加工し、町内外の業者に販売している。丁寧な作業を心掛けているため、商品は好評だという。(田井勇輝)

同町大町にある作業場で、利用者が黙々と仕事に打ち込む。彩り豊かな着物や浴衣の縫い目をほどこして布地に変えたり、白色の古着を裁断してウエスに加工したり。布を細かく裂いて織り込む「裂き織り」に取り組む女性も熱心な様子だった。

集中した様子で、浴衣の縫い目をほどこく作業などを行う利用者＝穴水町大町で

ウエスは、町内外の自動車工場やガソリンスタンド、輪島塗の工房などで使用され、裂き織りで作ったコースターなどは、いきいきの作業場で販売されている。いずれも、購入者からの評判は良いという。

いきいきは二〇〇一年に発足し、一二年にNPO法人化した。障害者が一般企業の就労を目指し、製造作業などを行って工賃をもらう「就労継続支援B型事業所」として活動する。

町内で唯一の就労継続支援の事業所。現在は穴水町や輪島市に住む、知的、身体障害がある二十～八十代の男女十七人が在籍している。昨年、開所してから初めて、利用者が企業の障害者採用枠で雇われた。

いきいきの職員によると、近年、着物や浴衣を身に着ける人が少なくなり、譲ってもらえる機会が減った。「使わなくなった着物などはリサイクルできるので、捨てずに譲ってほしい。利用者が一生懸命、作業します」と呼び掛ける。(問) いきいき0768(52)4377



タワーレコード浦和店、レコード風の障害者アート展示 日本経済新聞 2018年4月19日

タワーレコード浦和店（さいたま市浦和区）は19日、埼玉県内の障害者の作家がロックの名盤レコードジャケットを模して描いた絵画などの展示を始めた。2020年の東京パラリンピックに向けて障害者アートを広める県の取り組みに協力し、ロックファンに作品を知ってもらおう。



タワーレコード浦和店で展示中の障害者によるアート作品

絵画を制作したの東松山市の吉川健司さんと坂戸市の秋本和久さんによるユニット「マスカラ・コントラ・マスカラ」。同県の嵐山町にある施設に通所しながら、活動している。レコードジャケットを模して、とぼけた表情の覆面レスラーを描いているのが特色だ。

絵画2点のほか、作品を使ったTシャツやマスコットなども展示。県障害者福祉推進課は「音楽ファンに好きになってもらえるような作風なので、多くの人に見てもらいたい」と話している。

子供が障害者スポーツ楽しめる環境を 自民党が提言

教育新聞 2018年4月19日
冬季スポーツの競技力向上や、障害者スポーツの環境整備を提言した

自民党のスポーツ立国調査会の議員らが4月19日、文科省を訪れ、林芳正文科大臣、鈴木大地スポーツ庁長官に冬季スポーツの競技力強化に向けた提言を渡した。障害者がスポーツを体験する機会を増やす必要性に言及しており、障害を持った児童生徒が障害者スポーツを楽しめるような環境整備に関する項目が盛り込まれた。提言では、全国に点在する各競技のナショナルトレーニングセンターについて、スポーツ医・科学のサポート機能の充実を図るとともに、フィギュアスケート、ショー



トトラック、アイスホッケー、カーリングの4競技については、ナショナルトレーニングセンターを東京都北区にあるハイパフォーマンスセンターと一体的に整備することを検討すべきとした。

また、アスリートのキャリア形成支援や、雇用・活躍機会の拡大などの取り組みを進めるよう求めた。

パラリンピック競技では、障害者がスポーツを体験する機会を増やしたり、競技団体の体制強化が必要であるとし、障害を持った児童生徒がスポーツの楽しさを体験できるよう、用具などの環境の整備やパラリンピック競技団体の体制強化が盛り込まれた。

LGBT 施設や里親家庭の子への対応、職員ら学ぶ動き 毎日新聞 2018年4月19日



LGBTなどの子どもへのサポートについて話すレインボーフォスターケアの藤めぐみ代表理事＝川崎市で、藤沢美由紀撮影

親元で暮らせず施設や里親家庭で生活する子どもがLGBTなどの性的少数者だった場合に対応するかを、職員や里親が学ぶ動きが広がり始めている。親の虐待の背景に子どもの性的指向や性自認が関わっていることも考えられ、養育に十分な配慮が求められるからだ。厚生労働省も児童養護施設などで性的少数者とみられる子の把握に乗り出し、対応を検討する。

川崎市で1月、里親を対象に、性的少数者をテーマとした研修が初めて開かれた。「里子の男の子が学ランを嫌がったらどうしますか?」。LGBTと社会的養護の問題について発信している一般社団法人「レインボーフォスターケア」の藤めぐみ代表理事は約40人の参加者に問い掛け、本人の意思を尊重する大切さを訴えた。

参加者の庄司和子さん(73)には、苦い経験があった。これまで10人ほどの里子を育てたが、1歳から預かり、養子縁組もした「娘」は、体と心の性が異なる性同一性障害(GID)だった。

幼い頃、スカートをはかせると、すぐ着替えたが、「ボーイッシュな子だな」と思っていたが、専門学校生の時、部屋でGIDに関する分厚い本を見つけた。「私がこれだったら、どうする?」と問われ、動揺して「気持ち悪い」と口走ってしまった。間もなく子どもは家を出て、顔も見せなくなった。

実子を通じてGIDの診断を受けていたと知り、懸命に支え続けた結果、元の関係を取り戻せた。庄司さんは「自分のこととして捉えていたら、あんな失敗はしなかった。関わる大人は勉強が必要だ」と痛感する。

性的少数者の子どもへの接し方を巡る議論が高まったのは、ここ数年のことだ。文部科学省は2015年、通知で学校現場にきめ細かな対応を求め「自認する性別の制服・衣服の着用を認める」といった例を示した。

厚生労働省もこれに準じた通知を、昨年8月に施設や里親向けに出した。「家庭などで必要な対応は学校とは異なり、通知は分かりにくい」との声もあるが、藤さんは「厚労省がLGBTの子に関心を持ったことは前進。寄り添うため、さまざまな対応例を現場が知ることが必要だ」と一定の評価をする。

里親や職員への研修は神奈川県横須賀市も昨年からはじめており、同県も今年度導入する。児童福祉施設職員の有志らで作る研究会や、福井県や東京都内の施設も、自主的な勉強の場を設けている。

また、厚労省は今年実施する5年ごとの児童福祉施設調査で、初めて性的少数者とみられる子の数の報告を求める。児童養護施設の4割以上にLGBTの子がいたとの民間調査

結果もあり、家庭福祉課の担当者は「まずは現状を把握し、対応を考えたい」と話す。【藤沢美由紀】

■文科省が通知で挙げた

性同一性障害の子への支援事例■

- ・標準より長い髪形を一定の範囲で認める
- ・上半身が隠れる水着の着用を認める
- ・職員トイレや多目的トイレの利用を認める
- ・名簿を自認する性別にする
- ・修学旅行などでは1人部屋の使用を認める

【ことば】性的少数者

自分自身をどの性別と認識するか（性自認）や、どの性別が恋愛対象か（性的指向）などが多数派と異なる人たち。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性が異なる人）などさまざまで、頭文字から「LGBT」と称されることもある。



5月21日まで 飾らぬ言葉、版画詩「どろんこのうた」 愛南で作品展

愛媛新聞 2018年4月20日
心温まる版画詩が目を引く「どろんこのうた」の作品展

障害者支援施設・障害児入所施設「野村学園」（愛媛県西予市野村町野村）の利用者らが作った版画詩「どろんこのうた」の作品展が、愛南町柏のDE・あ・い・21で開かれている。5月21日まで。

静岡県統計 国より大幅多く 強制不妊手術、県内実施数 静岡新聞 2018年4月20日

旧優生保護法（1948～96年）に基づいて障害者らに強制的な不妊手術が行われていた問題で、県内で実施されたとみられる強制不妊手術の件数が、県と国の統計で大きく食い違っていることが分かった。旧厚生省の統計によると県内は「524件」とされているが、単純比較すると県独自のまとめの方が100件以上も多い。ただ、手術に関する資料は既に廃棄されているため、実態把握は極めて困難な状況にあるという。

同法は知的障害をはじめ、てんかんやそううつ病などの精神疾患が「遺伝性」と診断されると、医師が優生保護審査会に不妊手術の審査を申請。必要性が認められると、障害者や患者本人の同意がなくても手術を行えるとしていた。

同省の衛生年報や優生保護統計報告などによると、49～78年の30年間（52、53両年は記載がなく不明）に強制的に実施されたと推定される不妊手術の本県の件数は524件。北海道や宮城県などに次いで全国6番目に多かった。

しかし、県が歴史的公文書として保存している「県衛生年報」では、同様に強制手術を示すとみられる「審査を要する優生手術」の件数は751件に上っていた。同省の統計で不明な52、53両年のデータ（計115件）を差し引いてもなお、県衛生年報の方が112件も多かった。中でも、57年は同省の「5件」に対し、県衛生年報は「72件」と大幅に異なっていた。

県こども家庭課も双方の統計の隔たりを把握しているが、どちらの正確性が高いのか判断できない状況にあるという。同課は「なぜこんなに食い違っているのか、理解に苦しむ。カウント方法が異なっていたのかもしれないが推測に過ぎず、全く分からない」としてい

る。

1歳女児を床にたたきつけてけがを負わず 大津の元保育士逮捕

中日新聞 2018年4月19日

1歳の女児を床にたたきつけてけがを負わせたとして、滋賀県警大津署は19日、傷害の疑いで大津市千町1、元保育士河合かなみ容疑者（27）を逮捕した。「かっとなってやった」と容疑を認めている。逮捕容疑では、3月15日午前11時半ごろ、大津市内の私立保育園で、担任として受け持っていた女児（1つ）の両脇を抱えて床にたたきつけ、左足首骨折で全治6週間の重傷を負わせたとされる。河合容疑者の供述から、高さ約1・5メートルからたたきつけたとみられる。署によると、同日正午ごろ、河合容疑者から「女児が足をけがした」と報告があり、女児を病院に搬送。同19日に虐待を疑った女児の父親が署に相談し、署が園から聞き取るなどして容疑が浮上した。河合容疑者は3月末に自主退職しており、園は取材に「捜査中のためお答えできない」と話した。市保育幼稚園課によると、同園には未就学児100人が在籍。1歳児は11人という。

子ども支援に福祉専門家、船橋市採用 教育現場に派遣 日本経済新聞 2018年4月19日

千葉県船橋市は4月から、子どもの家庭環境などの問題に対応する福祉の専門家「スクールソーシャルワーカー」（SSW）を独自に5人採用した。不登校やいじめなどが増加する中、子ども本人の問題だけでなく貧困や家庭環境などが要因とみられる例があることを踏まえ、福祉の観点を取り入れて子どもをサポートできるようにする。これまで同市や市川市などの葛南地域では、県で採用したSSW2人が地域内を回って活動してきた。よりこまやかに対応するため、船橋市が独自で新たにSSWを採用した。福祉の面から専門的な支援が必要と判断された場合に、校長の要請を受け、すべての市立小中高と特別支援学校に派遣。学校への聞き取りや家庭訪問などを通して情報収集し、就学援助や児童扶養手当などの制度や関係機関を紹介する。各校にすでに配置されているスクールカウンセラーや教師らとも連携しながら子どもの抱える問題解決に向けて取り組んでいくとしている。同市は2018年度から子どもの貧困対策を強化しており、SSWの採用のほか、子どもの生活実態なども今後調査を予定している。

社会保障費の抑制策に厚労省が反論 西村圭史

朝日新聞 2018年4月20日

財務省が財政制度等審議会で示した社会保障費抑制策に対し、厚生労働省は19日、社会保障審議会医療保険部会で反対の姿勢を明らかにした。

新しい医療技術や医薬品への保険適用について、財務省は経済性を考慮するべきだと提案している。これに対し厚労省は、「有効性や安全性が確認され、必要とされるものは保険適用が基本原則」と主張。予算など経済的観点で保険適用外とするのは国民の理解が得られないとした。

また、全国一律の診療報酬は法律上、医療費の適正化を進めるために必要ならば各都道府県別に定めることができる。このことから財務省は都道府県別報酬を促しているが、厚労省は「妥当性や実効性を慎重に検討するべきだ」と批判。実際に医療費の適正化を担う都道府県側から要請がないのに推進するのは筋違いだと主張した。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行